

総社市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第78号

総社市財務規則の一部を改正する規則

総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(国債、地方債の利札による収納) 第37条 略</p>	<p>(国債、地方債の利札による収納) 第37条 略 <u>(指定代理納付者による納付)</u> 第37条の2 市長は、市の歳入金について法第231条の2第6項の規定により承認した場合は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を指定代理納付者に納付させることができる。 2 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があった時に当該歳入の納付がされたものとみなす。 3 第1項の規定により、納入義務者が当該歳入を指定代理納付者に納付させた場合は、領収証書を交付しないものとする。 <u>(指定代理納付者の告示)</u> 第37条の3 市長は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。 2 前項の規定による告示は、次の事項を掲げて行わなければならない。 (1) 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） (2) 指定代理納付者に納付させる歳入の種類 (3) 指定代理納付者に納付させる期間</p>

改正後	改正前

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた指定代理納付者に対する改正前の総社市財務規則の規定の適用については、令和5年3月31日（同条第3項の規定により指定の効力を失った指定代理納付者にあつては、当該指定の効力を失った日）までの間は、なお従前の例による。